

(写)

龍ヶ崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第24号

龍ヶ崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市営住宅管理条例（平成9年龍ヶ崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 省 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) <u>60歳以上の者</u></p> <p>(2) } 省 略</p> <p>(5) }</p> <p>(6) <u>18歳以上60歳未満の者であつて、市営住宅の3階に位置する住戸のうち、1年以上入居の申込みがないもの（市長が当該住戸の入居者の公募を行っていない場合を除く。）に入居を希望するもの</u></p> <p>3 省 略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 省 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) <u>満60歳以上の者</u></p> <p>(2) } 省 略</p> <p>(5) }</p> <p>3 省 略</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。